

～令和7年度就学援助制度のお知らせ～

舞鶴市教育委員会

舞鶴市教育委員会では、経済的理由により就学が困難であると認められた児童生徒の保護者に対して、教育が円滑に受けられるよう就学に必要な学用品費等の一部を援助する制度を実施しています。

【対象者】

舞鶴市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者、または舞鶴市に住所を有しながら府立中学校に在籍する生徒の保護者で次のいずれかの条件を満たす方を対象とします。

(1) 生活保護を受けている世帯（要保護者）

(2) 生活保護は受けていないが経済的に困難で以下のいずれかに該当する世帯（準要保護者）

- | | |
|----------------------------|------------------------------------|
| ア 過去1年以内に生活保護を受けていた。 | オ 国民年金法に基づく国民年金保険料の減免を受けている。 |
| イ 世帯全員が市民税の非課税・減免措置を受けている。 | カ 国民健康保険法に基づく保険料の減免を受けている。 |
| ウ 個人の事業税の減免措置を受けている。 | キ 児童扶養手当の支給を受けている。 |
| エ 固定資産税の減免措置を受けている。 | ク 上記項目には該当しないが、保護者の経済的理由で就学が困難な場合。 |

世帯の所得基準

(単位：千円)

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
2,549	3,013	3,407	3,780

※世帯の所得＝同一世帯内の有所得者の年間所得額合計

※支給決定は、所得・世帯・申請理由・生活の状況等、総合的に判断されますので、上記の所得基準以下であっても認定されない場合があります。

【対象費目】

※要保護者に関しては修学旅行費のみが対象。

(年間)

区分		小学校	中学校
学用品費		定額 11,630 円	定額 22,730 円
新入学児童生徒学用品費（学用品費含） ※4月末日までに認定の1年生児童生徒		定額 68,690 円	定額 85,730 円
通学用品費 ※2年生以上		定額 2,270 円	定額 2,270 円
学校給食費		実 費	—
修学旅行費		実 費	実 費
校外活動費	(宿泊を伴わないもの)	実費（上限 1,600 円）	実費（上限 2,310 円）
	(宿泊を伴うもの)	実費（上限 3,690 円）	実費（上限 6,210 円）
体育実技用具費（柔道）		—	実費（上限 7,650 円）
医療費 ※学校病のみ（注1）		実 費	実 費
PTA会費 ※認定者1人あたりの上限（注2）		実費（上限 3,450 円）	実費（上限 4,260 円）
生徒会費		実費（上限 4,650 円）	実費（上限 5,550 円）
クラブ活動費		実費（上限 2,760 円）	実費（上限 30,150 円）
卒業アルバム代		実費（上限 11,000 円）	実費（上限 10,000 円）
オンライン学習通信費（R3.10～新設） ※インターネット環境を整備した世帯が対象		年額 15,000 円（1世帯当たり。上限 15,000 円）	

(注1) 学校病に該当する疾病は以下のとおりです。(学校保健安全法施行令第八条)

- | | | |
|-----------------|-----------------|------------------|
| 一 トラコーマ及び結膜炎 | 三 中耳炎 | 五 う 菌 |
| 二 白せん、かいせん及び膿か疹 | 四 慢性副鼻腔炎及びアデノイド | 六 寄生虫病（虫卵保有を含む。） |

※学校病の治療にかかる医療費については、舞鶴市から医療機関へ直接支払います。

※学校から配布される専用用紙に記入の上、医療機関に提出ください。

(注2) PTA会費の支給は1人あたりの上限となりますので、認定者1人の世帯と2人以上の世帯で支給額が異なる場合があります。

(注3) 年度途中の認定者および転出者においては上記年間支給額を月割りにして支給、精算を行います。

(注4) 対象費目のうち実費負担分については、在籍している学校または保護者の方へ調査を行ったのち、上限の範囲内で教育委員会が支給金額を決定します。

【変更点】

(1) 認定期間

世帯の経済状況の適切な審査実施にあたり、認定期間を8月1日～翌7月31日に変更します。
既認定者は令和6年度認定期間を令和7年7月31日まで自動的に延長します（卒業生を除く）。

(2) 申請の自動更新・審査（卒業生を除く）

小・中学校それぞれ卒業まで継続して審査を実施しますので、既認定者は再度申請不要です。

※小学校卒業生で、中学校入学後に引き続き就学援助受給する場合は新規申請が必要です。

【手続きについて】

(1) 令和6年度中に就学援助費の認定を受けている方（令和6年度卒業生を除く）

手続き不要にて認定期間を令和7年7月31日まで延長します。既に本通知前に申請いただいている場合、訂正の連絡等は不要です。

(2) 令和7年度新入学生・令和6年度新規申請者

下記のリンクまたはQRコードより申請ください。もしも電子申請が難しい場合は在籍している学校にご相談ください。申請いただいた後、教育委員会において審査し、後日、学校を通じて認定結果を通知します。既に本通知前に紙面にて申請いただいている場合、再度電子申請いただく必要はありません。

<https://ttzk.graffer.jp/city-maizuru/smart-apply/apply-procedure-alias/shugaku-enjo>



「就学援助申請フォーム」

<申請期日>

令和7年3月21日（金） ※令和6年度新規申請者は随時受付

※新小・中学校1年生がおられる世帯で、上記期限までにご提出いただいた場合は「新入学学用品費」を4月末に支給予定ですが、上記期限以降4月末までに提出された場合は、5月以降の支給となります。

※提出期日以降の提出については、【年度途中での申請について】を参照ください。

<支給方法>

新小・中学校1年生においては、対象費目のうち「新入学学用品費」について、申請書に記入された口座へ、舞鶴市から直接振り込みます。（期日までに申請された方が対象です。）その他の費目については、全学年共通で、学校を通じて支給します。（医療費を除く。）

【新1年生の場合の注意点】

- 入学までに舞鶴市外へ転出する、または私立学校等に入学される可能性のある方は、舞鶴市立小・中学校等に入学されることが確定してから申請ください。（新入学学用品費は4月末まで申請可能です。）
- 申請後または支給後に、舞鶴市立小・中学校等に入学されないことが決まった方は、直ちに舞鶴市教育委員会学校教育課までご連絡ください。支給後の場合、新入学学用品費の返還を求めます。
- 4月末を過ぎて申請のあった方については、新入学学用品費の支給ができませんので、ご注意ください。（その他の費目は認定日からの支給となります。）

【年度途中での申請について】

- 提出期日以降、4月末日までは、年度当初からの認定が可能です。新1年生の場合、4月末日までの申請分が新入学学用品費の支給対象となります。5月以降の申請では、申請書受理時点からの認定となります。年度途中で認定要件に該当されるようになった場合は、学校から案内書類を受け取り、申請フォームより申請ください。

【辞退について】

- 令和6年度認定者で令和7年度の受給を辞退する場合は、辞退届を提出してください。様式は在籍している学校よりお受け取り及びご提出をお願いいたします。

お問い合わせ

舞鶴市教育委員会 学校教育課

TEL：66-1072